

保護者責任の視点に立った学校情報モラル教育の組み直し  
～責任の自覚から生まれる家庭の指導力育成とリーフレットによる  
保護者への情報支援を「てこ」にした指導方法の開発～

研究代表者 保田裕彦

要約

子どもの携帯電話・インターネットの使用の責任は保護者にある。学校の学習と携帯電話は直接関係がない。特に携帯電話は学校の内外を問わず使用され、それに起因するトラブルが学校内に持ち込まれる場合が多い。携帯電話の使用による恩恵は家庭にあるが、学校はそのしわ寄せを最も大きく受けている。

携帯電話は日常生活に欠くべからざるものになっているが、保護者は子どもの携帯電話・インターネットの指導が十分できていない。保護者が指導できない最大の理由はテクノロジーも知識がないからである。ネットいじめも従来のいじめも違いはない。ただネットいじめを防止するためにはテクノロジーの知識が必要である。

本実践研究では保護者責任の自覚とテクノロジーの知識の不足に焦点を当てた。保護者のペアレンタル・コントロールが可能になるまで学校が強力に保護者をサポートすることによって、従来の情報モラル教育を組み直そうとする試みである。

その際に特に情報社会の枠組みの理解に重点を置いた。テクノロジーの進歩が速く禁止の教育は長持ちしない。生徒・保護者教師の情報社会を読み解く力の養成を通じて、おのずと情報モラル教育が推し進められるような手法の開発を目指した。

本実践の実行精度を上げるため、定期的にアンケートによる実態調査や意識調査を行い、保護者のニーズの正確な把握と、効果の正しい評価を目指した。調査は自校だけでなく他校のにおいても行いできるだけ客観性の確保を心がけた。

# 第一部 理論と実践編

## 1. テーマ設定の背景

### 1-1. ネットの特性

携帯電話の特徴は一言で言うと「ものすごいことがかくれて出来る」ということである。また、ネットの拡汎性から被害者のダメージが非常に大きい。いったんネットに流出した裸の写真や個人情報は、ネット上でくり返しコピーされ、二度と回収できない。被害は長期にわたって続くことになる。ネットいじめによる被害は長期化し、児童ポルノが被害者本人に及ぼす害は被害者の生涯に渡って続く。

### 1-2. 学校のとるべき基本姿勢・・・「徹底した予防教育」

#### (1) 徹底した予防教育

載ってしまったらおしまい、というネットの特性から、学校における情報モラル教育の基本姿勢は「徹底した予防」である。

本校のアンケート調査によると、高校入学を機に携帯電話を購入する生徒が半数にのぼる。そのため、使い始めの時期に、無知によって知らないうちに被害者や加害者になることを未然に防ぐ必要がある。

予防において、最も問題なのは、学校や保護者の指導に全くのらない生徒、および保護者が子どもの携帯インターネットの使用を放置した状態にあり、かつ学校の指導に従わない生徒である。これらの生徒は、本人が承知の上で、もしくは知らないうちに被害者や加害者になる危険性が非常に高い「ハイ・リスク・グループ」の生徒である。学校の情報モラルの指導において最も重点を置かなければならないのは、「ハイ・リスク・グループ」の生徒およびその保護者である。ハイ・リスク・グループを適切に指導できれば、現在学校で起きているネットに関するトラブルの大半をなくすことができる。

#### (2) モラルのにおいをさせない指導

生徒はモラル教育が嫌いである。情報モラルの指導にモラルのにおいを感じたら、聞く耳を持たなくなる。生徒に対するよき心がけとしてのモラル教育には限界がある。一方で生徒は危険には遭いたくないと思っているので、危険情報や多様な社会事例やテクノロジーの知識を与えて、生徒の気持ちの中に、ネット上の自分の行為を自然な形で自制しようと思うインセンティブが形成されるようにする。3年間に事例中心の情報を与えることによって、結果的にモラル教育と同じ効果を挙げることを目指す。

### 1-3. 指導のタイミングの重要性

予防教育は早期に実施すればするほど効果大きい。特に全員の保護者に指導を伝えられる機会は予備入学以外にない。指導のタイミングと指導の対象さえ外さなければ、学校におけるネットに関するトラブルを予防することが可能である。逆にタイミングを逸し、または指導の対象が

適切でなければ、その後どんなに指導を重ねても、期待した効果が上がらないという結果になる。携帯電話・インターネットの指導はタイミングのリスクが非常に大きい。

ハイ・リスク・グループの存在するため、学校の予防の努力にもかかわらず、トラブルが起きる可能性がある。学校は予防が失敗した場合に備えて、生徒及び保護者に対して、未成年のネット犯罪の本人の責任範囲、および保護者の法的責任について正しい知識伝えることが必要である。

#### 1 - 4 . 学校が直面する最大の問題

##### ( 1 ) 携帯電話の安全を保障できない

情報モラル教育において、現在学校が直面している最大の問題は、学校が生徒に対して携帯電話・インターネットの安全を保障できないということである。

生徒は学校の内外を問わず携帯電話・インターネットを利用している。校外での使用に起因するトラブルが学校において起きることもあるし、その逆のケースもある。特に、携帯電話は非常にプライベートな機器であり、学校の手にも負えるシロモノではないという認識が必要である。

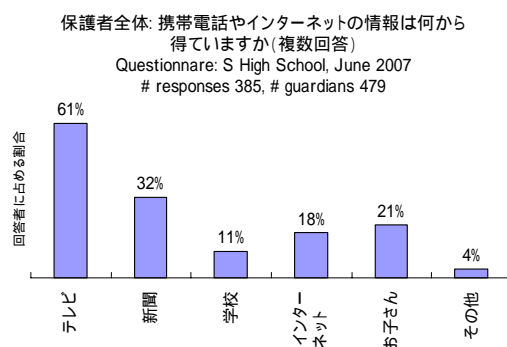
##### ( 2 ) 保護者責任の原則 . . . 「ペアレンタル・コントロールの原則」

子供の携帯電話・インターネットの使用の責任は、一義的には保護者に求めざるを得ない。保護者になぜ保護者責任にならざるを得ないのかを理解させることが重要である。その上で携帯電話の指導について学校と家庭で役割を分担する。この前提がぶれると、学校における情報モラル教育の指導は混乱する。

#### 1 - 5 . 保護者が指導できない最大の理由

##### ( 1 ) テクノロジーの知識

保護者は子供の携帯電話・インターネット使用について行けず指導が困難な状況におかれている。保護者が子どもの指導ができない最大の理由は、テクノロジーの知識が乏しいことである。本校のアンケート調査によると、保護者の携帯電話についての情報の入手先は、買った先の携帯電話会社や知人、マスコミなど限られている。本校では、保護者に積極的に情報を提供し、家庭の指導の支援を行ってきた。



## (2) ハイ・リスク・グループの存在

ハイ・リスク・グループの生徒に対する指導は事情に難しい。保護者にとってはもちろんのこと、学校にとっても指導方法を非常に見出しにくい。本実践研究においては、性格が異なる被害者と加害者の組み合わせにパターンに注目した指導方法を検討した。

### 1 - 6 . 「ネットいじめ」と従来のいじめに違いはない

「ネットいじめ」も従来のいじめも違いはない。ただ、ネットいじめを防止するためには、テクノロジーの知識が必要であるという点だけが相違点であると考ええる。

生徒・保護者および学校にテクノロジーの知識があれば、ネットいじめによってどのようなことができ、それによってどのような事態が引き起こされるか理解できる。その先は従来のモラル教育で対応できる。

特に保護者がネットいじめの威力をよく理解すれば、子どもに対する指導監督の責任意識が高まり、家庭のネットいじめの抑止力が高まる。

### 1 - 7 . 情報モラル教育自体の難しさ

情報モラル教育はその必要性にもかかわらず、指導が出来る教師がなかなか増えない。その最大の原因は、情報モラル教育が取り扱わねばならない領域が非常に広いことである。そのため体系的なカリキュラムを作ることが難し。

必要な知識の例を挙げると、コンピュータや通信ネットワーク、インターネットなどのテクノロジーの知識。憲法、言論の自由、表現の自由、通信の秘密。ネット上の商取引契約に関連した各種法律。さまざまな形態の犯罪の知識とそれにともなった民法、刑法、著作権法、大麻・薬物取締法などの法律の知識。インターネット携帯電話の世界の中の社会現象や依存の問題。携帯電話・インターネットが絡んだ風俗・性犯罪知識などである。

教師は学校の教育活動の中でこれらのほとんどについて出くわすことはない。具体的なトラブルに対して学校がまず行わなければならないことは、学校が介入しなければならないケースか、介入してはいけないケースか、場合によっては介入してもよいケースの判断である。迅速な意思決定を行う必要があり法律の知識は不可欠である。

## 2 . 実践の目的

本取り組みの第一の目的は、指導が最も難しいハイ・リスク・グループの生徒、もしくはその保護者に対して、未成年者の責任内容、および保護者の法的責任の内容を提示することによって、トラブルを起こす可能性が高い生徒に対する牽制や、放任の保護者に対する自覚を促す効果をあげることである。

第二の目的は、ハイ・リスク・グループ以外の生徒や保護者に対しても、ネット犯罪についての未成年者の責任と保護者の法的責任を正しく理解させ、保護者が容易にペアレンタル・コントロール

の原則を維持できるように支援することである。特に保護者が、子どもに対して携帯電話・インターネットの使用について、強い指導が行える根拠となるような情報を、子どもと保護者の両方に積極的に提供する。

逆に、ハイ・リスク・グループの生徒以外は、基本的には携帯電話の使用を規制する理由はない。むしろ、携帯電話・インターネットの有効な活用方法に関する情報を提供し、テクノロジーによるメリットを享受させることが望ましい。テクノロジー、特に情報ネットワークテクノロジーが社会に与える影響は、過去と比べて良い意味でも、悪い意味でも格段に大きくなっている。

第三の目的は、生徒・保護者の要望にそった情報モラル教育の指導方法の提案である。

学校への携帯電話の持ち込みについて、また子どもの携帯電話の家庭の指導方針方法について、生徒・保護者と学校は異なった意見を持っている。学校における携帯電話の使用実態やお互いの意見をアンケート調査によって数値化し、情報を共有することで生徒・保護者、学校が納得する指導方法を見つける。

第四の目的は、生徒に対して、テクノロジーが自分達の仕事や、生活する社会をいかに変えてゆくか、自分の進路や人生との関わり合いの実例を示し、テクノロジーによって変化する将来の社会を読み解く力を養うことである。

第五の目的は、生徒だけでなく、保護者の情報化社会を読み解く力を養うことである。家庭の生徒の情報モラル教育指導をすすめる近道である。

### 3 . 実践体制

サスティナビリティの確保を重視する。情報モラル教育係を校務分掌化する。また情報モラル教育を学校行事の中にカリキュラムとして組み込む。

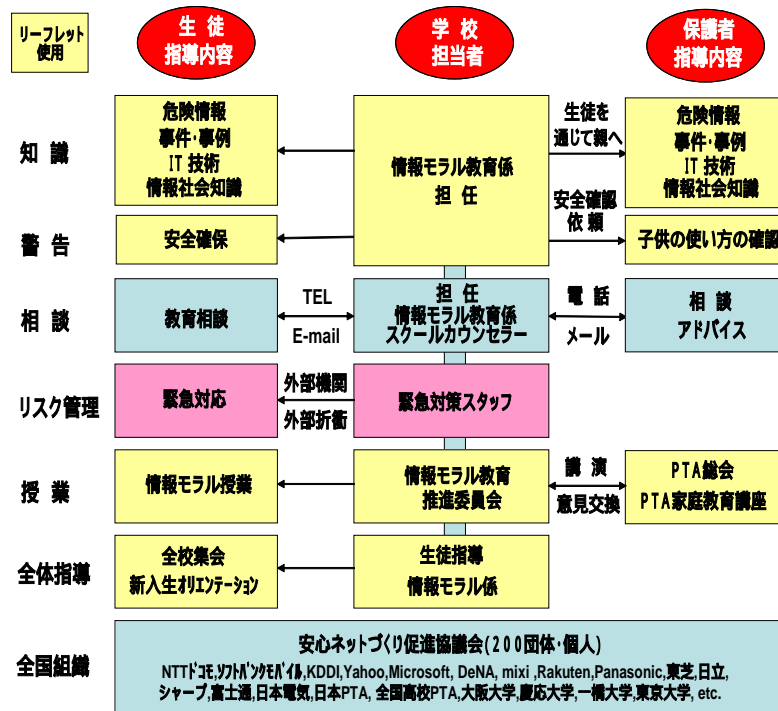
ネットトラブルの特性を考慮し、通常的意思決定機構とは異なる迅速で機動性のある緊急対策スタッフ組織を設置した。

#### 3 - 1 . 学校危機管理システムと情報伝達システム

情報モラル教育は次の危機管理システムを通じて実行する。本システムは平時においては、生徒・保護者および学校の情報システムとして機能する。

学校は必要ときに全盛とおよび保護者に即時に情報を伝達する手段を持つ必要がある。緊急連絡網のような性格のものではなく、学校生徒保護者間の情報システムとして常時稼働しているシステムが必要である。

学校は多忙化し、生徒に対して一斉に情報を伝達する機会が十分にあるとはいえない。保護者に対する指導の伝達は生徒の場合よりさらに困難である。情報システムとして常時稼働させることによって、学校の保護者への情報伝達の確実性を担保する。



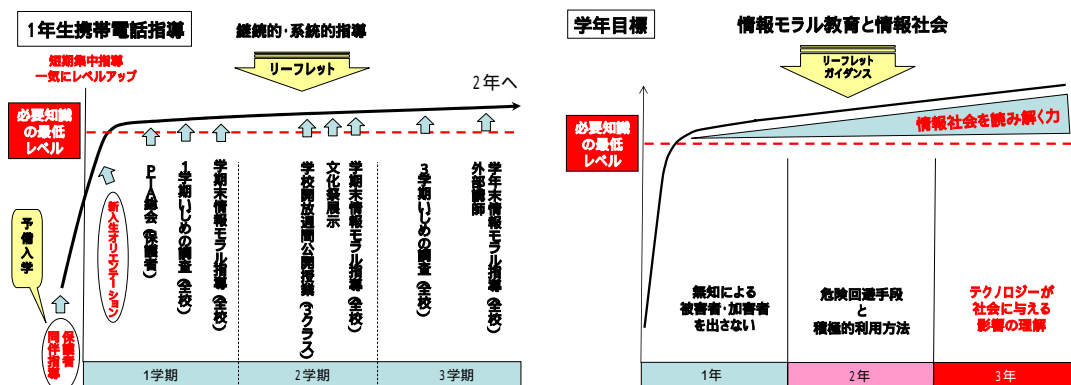
## 4. 年間指導計画

情報モラル教育を年間指導計画に組み込むことによって、指導の継続性を確保する。また、学年別、学期別にそれぞれの指導課題があり、計画的に指導を配置する必要がある。

### 4-1. 新入生の指導計画

1年生の情報モラル教育の指導のポイントは、「できるだけ早い時点」に指導を配置することである。無知により被害者や加害者になることを防ぐ。

また、保護者に対して、「ペアレンタル・コントロールの原則」の理解を徹底させるための説明会を全員が聞ける時期に配置する。



## 4 - 2 . 学年別指導計画

学年によって指導目標が異なる。学年が進行するに従って指導の方針は、禁止から活用へ、知識取得から理解重視へと移行する。3年次は応用力の養成を目標とし、将来の情報社会を見据えた進路選びの指導を行う。

3年間リーフレットを読み、情報モラル教育を受けることによって自然とある程度の情報化社会に対する各自のものの見方や考え方が育成されている。個別に身につけた情報化社会を読み解く力で将来の情報化社会を予測し各自の進路決定に役立てる。

## 5 . 実践授業

### 5 - 1 . 保護者啓蒙公開授業

生徒および保護者の法的責任を理解させる授業を行った。保護者や中学生保護者を対象とした学校開放週間において次の内容で保護者啓蒙のための公開授業を行なった。

公開授業期間 平成21年11月2日(月) ~ 11月6日(金)

情報モラル公開授業 日程

2日(月)

授業名 「情報モラル教育と保護者の法的責任」  
クラス 2年 電子科 時間 1限「電気基礎」の時間

6日(金)

授業名 「インターネットとデジタル著作権  
… 著作権と情報流通、この相反する関係について」  
クラス 1年 電子科 時間 2限「情報技術基礎」

6日(金)

授業名 「テクノロジーが社会を変える  
… 情報社会を読み解く力の必要性」  
クラス 3年 電子科 時間 6限「電子情報技術」

## 6 . リーフレットによる危険情報やテクノロジー情報の提供

### 6 - 1 . 危険情報の提供

定期的に生徒および保護者向けリーフレットを発行し、保護者の法的責任に関してわかりやすい情報を提供する。生徒と保護者が同時に同じものを読み、認識を共有することが大切である。

本校では、平成12年度から、情報モラル教育を開始した。平成14年度に情報モラルリーフレット「SEKIKO いいねっと！ニュース」を創刊し、平成18年には、リーフレットの内容を保護者向けに変え、「SEKIKO 親子いいねっと！ニュース」と改訂した。平成21年度に、一部英訳を加え「親子いいねっと！ニュース Schools Guide to Net Use for The Family」と改訂した。現在創

刊以来250号を数えている。



リーフレットの内容は、事件・事例を中心に据え、面白く読むことを通じて、社会科学的理論まで自然と身につくようにした。毎年、その年に発行したリーフレットを追加し、創刊から現在までを「情報モラルリーフレットテキスト」としてまとめてあり、最初から読むとテクノロジーが法律や社会をいかに変えていったか、情報化社会がどのように変遷していったかが理解できるようになっている。

また、リーフレットテキストを予備入学の事前指導の際に、生徒および保護者に配布し、入学式までに親子で読むように指導している。

平成21年度は期間を決めて、「生徒のネット犯罪責任と保護者の法的責任」と題してリーフレットをシリーズで作成し情報提供を行った。

- ・第229号 違法な行為とその責任 …… 加害者の責任とは
- ・第230号 「未成年者」とは …… どこまで責任がとれるか
- ・第231号 未成年者は法律行為が制限されます  
…… ネット上の契約における未成年者の保護
- ・第232号 携帯電話の特性とこどものネット犯罪 …… なぜ問題が多いのか
- ・第233号 未成年者のネット犯罪と責任 …… 保護者の監督責任とは

## 6 - 2 . 授業用情報モラルリーフレットテキストの作成

### (1) 作成目的

1年間に発行したリーフレットと過去のリーフレットをもとに編集する。

技術革新が人間の暮らしを変え社会を動かすし法律が変わる。社会をこのような変化の循環過程として捉えて、社会を読み解く力をつける。具体的に次のような内容を盛り込まれる。

- ・情報技術の技術革新により、どのようにして携帯電話やインターネットの新しい使い方が生まれたか
- ・それにより社会にどのような進歩や問題点がもたらされたか
- ・家庭、学校や企業、社会は新しい変化に対してどのように順応したか
- ・個人の生活や余暇の使い方の変化
- ・新しい働き方やビジネスモデル



- ・規制や法律はどのように変わったか
- ・社会が技術革新に順応しきれずに残された課題は何か
- ・将来実現が予想される技術革新は社会をどのように変えるか
- ・インターネットによるグローバル化
- ・生徒各自の将来の進路選択と加速する技術革新との関係を考える



## (2) 教師教育

情報モラル教育の守備範囲は非常に広い。情報モラル教育担当者はインターネット上に載っている事はすべて学ばなければならない範囲にあると考えるべきである。情報モラル教育を行うために学ぶべき分野を系統的に整理することは難しい。分類整理するための切り口が数多くある上に、対象の範囲があまりにも広いためである。

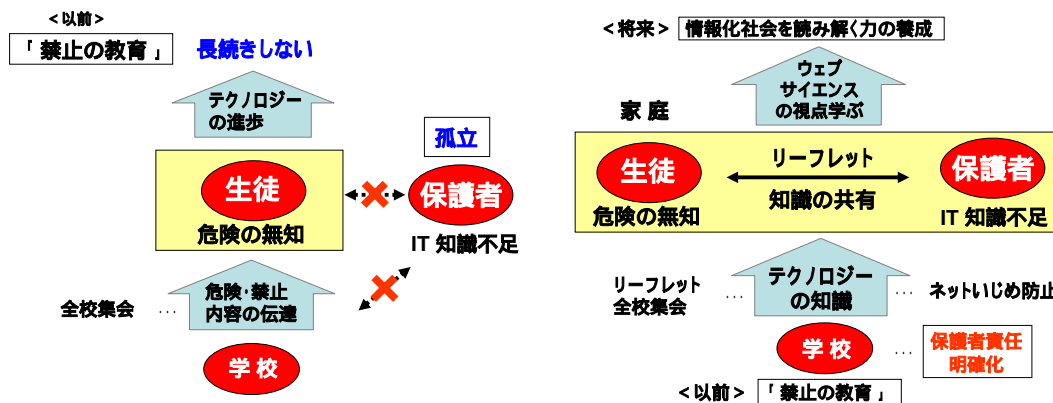
学校現場で情報モラル教育のテーマを決めるときに、切り口のキーワードとして使える例として次のようなものがある。どの切り口を軸にして情報社会の学習を展開することは可能であるが、各教師が得意な分野を一つ持ち、常日頃から新聞やインターネットで情報を集めることが必要である。

- ・ ネット上の有害情報
- ・ 違法な情報発信と権利の侵害
- ・ 法律・規制
- ・ テクノロジー
- ・ 事件事例
- ・ 社会情勢
- ・ インターネットとグローバル社会
- ・ ケータイ文化

忙しい教師にとって知識をコンパクトにまとめた教材が必要である。情報モラル教育は幅広い分野の知識が必要であり、何によって得ればよいか分からない。また、多くの種類の資料や情報に目を通さなければならない。情報モラルの基本的な知識が一冊で得られ、しかも毎年テキストが更新されていくシステムを作った。

### 6 - 3 . 携帯電話・インターネットの指導における保護者の孤立

情報モラル教育における生徒、保護者、学校の三者の関係を表すと次のようになる。



本実践の取り組み以前は、学校は生徒に対して、禁止の教育を中心に指導を行っていた。禁止の教育は、技術革新が速いため長持ちしないという欠点を持っていた。保護者はテクノロジーの知識が乏しく、子供のテクノロジーの使用についていけず、知識の共有が出来ない状態にあった。また学校は保護者へ情報を流す有効な手段を持たず、指導において保護者の支援を受けにくい状況にあった。保護者は生徒および学校から孤立した状態におかれ、マスコミの情報や情報社会の変化のスピードの速さに必要以上の心配と不安を抱いていた。

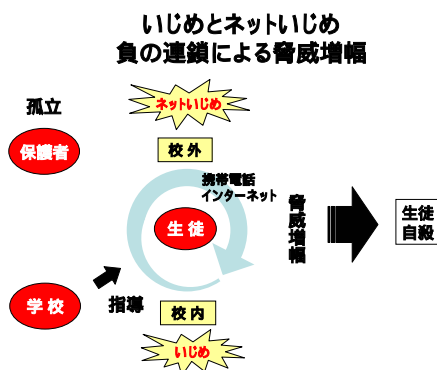
本取り組みによりリスク・マネージメント・システムが確立し、リーフレットや予備入学の指導を通して、保護者の孤立の解消を図った。

#### 6 - 4 . 「禁止の教育」から「情報社会を読み解く力の養成」へ

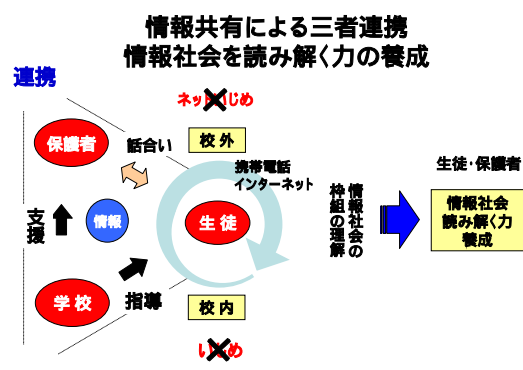
学校がテクノロジーの知識の継続的な供給を行う目的は、危険情報やテクノロジーの知識を流し、保護者の子供の携帯電話の指導を強力に支援する。学校が抱える問題点や指導内容を知らせ、保護者とのコミュニケーションを強化することによって、保護者責任意識の維持・向上をはかる。

学校が、「禁止の教育」ではなく、テクノロジーの知識を生徒と保護者に積極的に提供して、情報社会を読み解く力を養成する。

##### (1) 従来の指導



##### (2) 本教育実践で目指す指導



## 7 . 予備入学事前指導

### 7 - 1 . 指導内容

予備入学時の全生徒および全保護者に対する指導を行った。予備入学指導は、子どもの前で保護者に、また保護者の前で子どもに対して、共通の認識を徹底させることができる。



保護者が全員そろっているので確実に、しかも最も早期の段階で指導ができるので、非常に大きな指導効果がある。生徒および保護者に対して次の事項の理解を徹底させる。

携帯電話・インターネットは匿名ではない

子どもの携帯電話・インターネットの使用の責任は、一般的には高校生の場合、法律上は本人にあるが、実質的には保護者に帰結する。つまり保護者責任である。(ペアレンタル・コントロールの原則)

未成年者の責任能力と保護者の法的責任について

予防以外に方法がないこと

ネットいじめも従来のに比べ違いはない。ただ違うことは、ネットいじめの防止にはテクノロジーの知識がいる

学校の情報モラル教育の具体的内容

### 7 - 2 . なぜ予備入学で行うのか

学年の全保護者が集まる機会は、高校3年間のうちで予備入学、入学式、卒業式の3回しかない。ネット犯罪の指導ができる唯一のチャンスは予備入学以外にはない。

### 7 - 3 . 得られる効果

#### (1) 保護者 学校間

リスクグループの生徒の保護者は、その後の学校啓発行事や参観日に出席する可能性が低い。また学校の配布物が届く可能性が低い。そのため学校の指導方針が正しく伝わらず、学校との間でトラブルが発生することが多い。学校の指導方針を直接聞くことができ、その後の生徒の指導に関する保護者の理解が得やすくなる。

生徒の指導について、学校と家庭の責任の範囲が明確になる。

#### (2) 保護者 生徒間

生徒は学校の指導について保護者をごまかせなくなる。また、保護者は監督責任の重さを自

覚する。保護者は責任を根拠に子どもの指導がしやすくなる。

### (3) 生徒 学校 間

生徒に対して、学校の指導の限界と保護者責任を前提にすることによって、生徒に対して学校の指導方針を理解させやすくなる。

### (4) 生徒 学校 保護者 間

生徒・保護者・学校が共通の認識を持つことによって、三者の間の意思の疎通がスムーズになり、円滑な情報システムが構築できる。

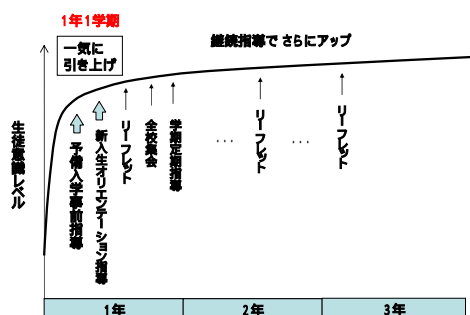
## 7 - 4 . 早期集中指導の大きな効果

### (1) 予備入学指導と新入生オリエンテーション

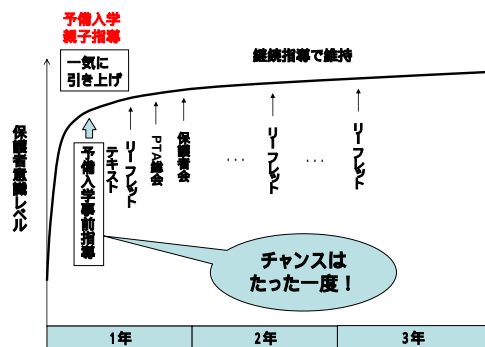
携帯電話の使い始めの時期に、携帯電話の威力に関する無知により、多くのトラブルが起きている。情報モラルの指導は1年生の1学期に集中させることが重要である。予備入学の事前指導から始まって、入学してできるだけ早い時期に、たたみかけるように新入生オリエンテーション指導の中で情報モラル教育の集中指導を行い、一気に知識を一定レベルまで引き上げることが必要である。

その後は、タイムリーなリーフレットによる新しい情報の提供や、時々行う全校集会における全体指導によって、知識レベルを徐々にアップさせる。

生徒意識の引き上げ方



保護者の意識の引き上げ方と維持の仕方



このことは保護者の知識レベルの維持についても言えることである。予備入学時に行った事前指導の効果は、リーフレットによる情報提供や、時々行う保護者啓蒙教育行事によって、3年間維持させることができる。たった一度のチャンスで指導がより徹底し、指導の確実性が飛躍的に向上する。

## 8 . ハイ・リスク・グループ

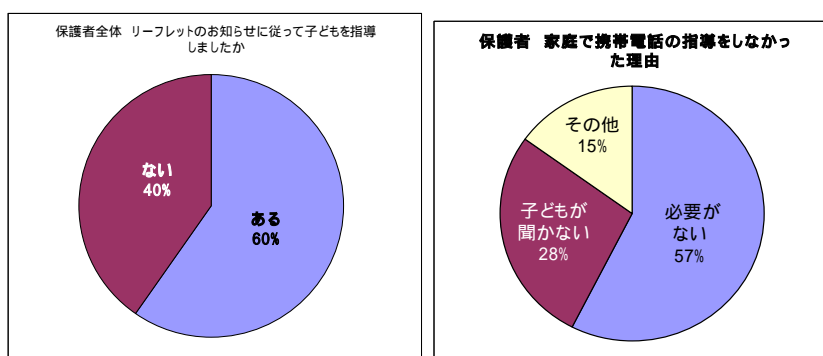
### 8 - 1 . ハイ・リスク・グループの定義

学校で予防教育を行う上で、重要なことはハイ・リスク・グループのコントロールである。  
ハイ・リスク・グループを次のように定義する。

学校の指導にのらず、かつ { 保護者の指導に対して全く聞く耳を持たない  
または  
保護者が子供の携帯・ネットの使用を放置している } 生徒

## 8 - 2 . ハイ・リスク・グループの存在割合

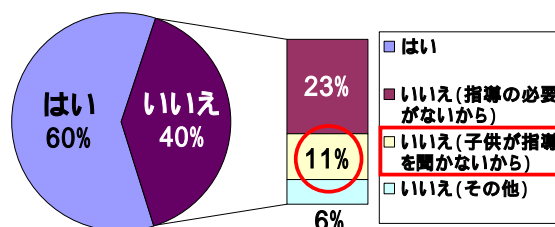
2008年度一年間において、リーフレットのお知らせにもとづいて子供を指導しなかった保護者が40パーセント存在する。その中で指導しなかった理由として、「子供が指導を聞かない」と答えた保護者の割合は28パーセントであった。また、指導しなかった理由を「指導する必要がない」と答えた保護者の割合は57パーセントであった。



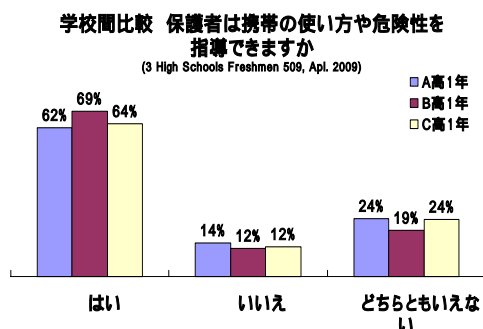
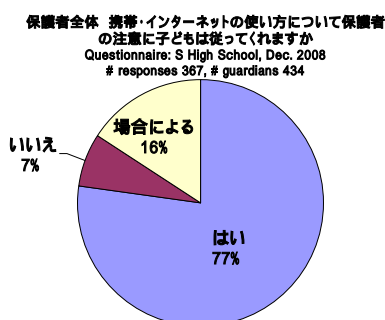
以上の結果から単純計算して、子供が指導を聞かないという理由で指導が出来ない保護者の割合は保護者全体の11.2パーセントと推定した。

### 保護者全体：学校のお知らせに 応じて子供を指導しましたか

S High School, Dec. 2008,  
# responses 367, # gardians 434



また、別の質問項目において、携帯電話・インターネットの使い方について、保護者の注意に子供が従ってくれないと答えた保護者の割合は7パーセントであった。



さらに、過去のアンケートにおいて、生徒(3校1年生 509人)の生徒に対する、保護者が携帯電話の危険性について指導できるかという質問に対して、約1割の生徒が出来ないと答えている。

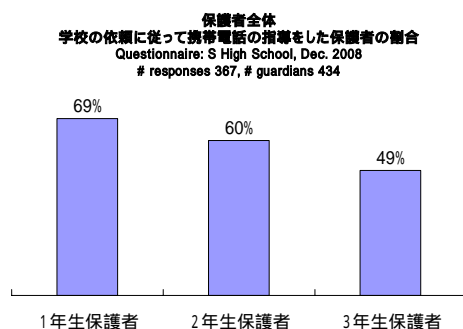
以上の3種類のデータから、保護者の指導に耳を貸さないハイ・リスク・グループに属する生徒は、概算で全生徒の10パーセント前後存在すると思われる。

ハイ・リスク・グループに属する生徒は、自分の行いを客観的に見て正してくれる者を受け入れていないか、または指導してくる者がいない状態にあり、被害者や加害者になる可能性が非常に高い。ハイ・リスク・グループの生徒を適切に指導することができれば、学校の大半のネットに関するトラブルをなくすることができると思われる。

### 8 - 3 . 大半の生徒は指導が必要ない

子どもは保護者の注意に従ってくれますかという質問に対して、ほぼ8割の保護者が、従ってくると答えている。「場合による」を含めると、9割以上の保護者が、子どもは保護者の注意に従ってくると答えている。

ほとんどの子どもは携帯電話・インターネットの使い方に関して保護者の指導に従っている。少なくとも保護者はそう思っている。また、保護者が子どもを指導する機会は、子どもの成長とともに減少している。



### 8 - 4 . ハイ・リスク・グループの指導の困難性

現在のところ、学校はハイ・リスク・グループに対する有効な指導方法を見出せていない。自分に対する指導は言うまでもなく、見えているものは携帯電話またはインターネットを通して見えて

いるものだけである。

**(1) 無知が原因でハイ・リスク・グループとなっている生徒(無知生徒)に対する指導**

リーフレットなど任意性のものではなく、授業や全校集会など、強制を伴った指導によってネットの危険性を理解させる。

**(2) 知識は十分あるのにハイ・リスク・グループとなっている生徒(確信犯的生徒)に対する指導**

ネット犯罪の加害者となったときに、未成年であってもとらねばならない刑事責任と民事責任の内容を協調した指導を行う。同時に、保護者の法的責任も理解させる。

**(3) 保護者の指導を聞く耳を持たないことが原因でハイ・リスク・グループになっている生徒(保護者指導困難生徒)に対する指導**

ネット犯罪の責任は本人が責任を負いきれるものではなく、保護者の監督責任が追及されることを協調して指導し、保護者が子どもを指導しやすい環境作りに学校が協力する。学校が保護者の前で、生徒に対して保護者責任の説明を行う方法が効果的である。

**(4) 保護者による放任が原因でハイ・リスク・グループになっている生徒(放任家庭生徒)に対する指導**

学校の保護者対象の啓蒙教育行事や、家庭に配布するリーフレットでは、有効な効果が期待できない。まず、保護者に生徒の携帯電話・インターネットの使用の実情を正しく知らせる。その上でネットの危険性、未成年者ネット犯罪と保護者の法的責任を保護者に対して直接説明する。

### **8 - 5 . ハイ・リスク・グループの生徒の把握**

毎日生徒に接していると大体わかる。友達からの情報や、本人との日常会話の中で、本人のネットの使い方を把握する。友達からの情報は特に重要で、指導に非常に役立つ場合が多い。この情報収集の方法は、ネットのことがあまり詳しくない教師でもある程度は可能である。クラスの中で、よくネットをしている人は誰とだれ程度のことがわかれば十分である。

ハイ・リスク・グループの生徒は、携帯電話の使い方や校則違反をくり返す場合が多く、その段階で把握することができる。

ハイ・リスク・グループの生徒は、実際にトラブルが生じた場合に、加害者もしくは関係者になっている場合が多いので、その時点で把握できる。

ハイ・リスク・グループの生徒は、学校の内外を問わず、仲間のネットワークを持っている場合が多い。他校で起きたトラブルの情報を入手し、関連性がないか調べることが大切である。

つながりを持たず、単独で行動している場合は、本人の行動を把握することが困難である。本人の独特の雰囲気や気づいて注意を払うことが必要である。

定期的に担任からヒヤリングを行い、気になる生徒の情報を入手する。

### **8 - 6 . 情報モラル担当者の役割**

情報モラル教育担当者は、担任や生徒指導課からの情報に基づいて、ハイ・リスク・グループの

生徒に対して、個別の面談を行うチャンスを作るように心がける。本人に対する平生の声かけや会話の中から、本人に関する情報を得ることが大切である。

トラブルが起きる可能性が高まっているときや、実際に起きたときは、情報モラル担当者は直接に本人の指導を行う。その際には、保護者からの、家庭での平素の本人の携帯電話・インターネットの使用の様子に関する情報が非常に役立つ。

## 9 . 法的責任の学習コンセプト

生徒はまずネットの特性を理解することが必要である。その上で、生徒は自分がネット犯罪にかかわったとき、どのような責任が問われるかははっきり理解する必要がある。また、同時に未成年者であるが故に、監督責任者である保護者にどのような責任が及ぶかを正しく理解する必要がある。

生徒および保護者がそのことを正しく理解することは、生徒のネット犯罪を起こす動機の抑止に大いに役立つ。また、保護者の監督責任の自覚を惹起し、家庭でのペアレンタル・コントロールの促進につながる。

まず、成人が、違法または不法(民法)に他人の権利を侵害した場合に、負う責任について、一般的な説明を行う。

次に、未成年が起こした場合に、未成年が負う責任と、監督義務者である保護者の負う責任を説明する。

高校生は無資力なので、最終的には、保護者は、被害者から、本人に対する監督義務を怠ったという、保護者の不法行為に対する損害賠償責任を負わされる可能性がある。

以上のことを理解させた上で、ネット犯罪への当てはめを行う。

### 9 - 1 . 携帯電話・インターネットの使用の責任の認識

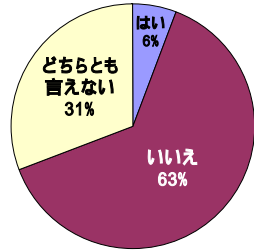
学校が特に指導を行わない場合、生徒・保護者ともに携帯電話・インターネットの使用の責任は本人にあるという答えが非常に多くなる傾向にある。生徒および保護者に対する保護者責任の原則の理解の指導が必要である。

次のデータは、取り組みを始めてから2年目の生徒の意識調査結果である。携帯電話の使用の責任は取れないが、責任は自分にあると考えている生徒が多い。



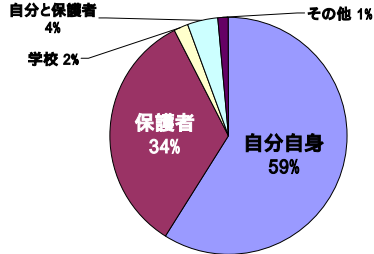
**携帯の責任を負う自信ないが6割強 あるはずか**

全校生徒：携帯の事件に巻き込まれたとき  
責任を負う自信がありますか  
Questionnaire: S High School, June 11 2008  
# responses 438, # students 471



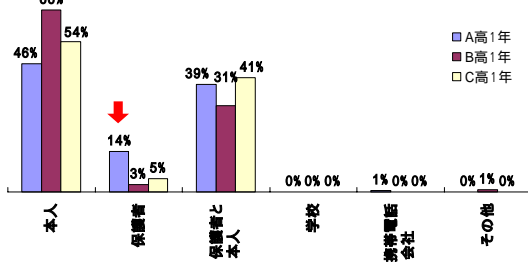
**携帯の使用の責任は誰か  
責任は取れないが、責任は自分にある**

全校 携帯電話の使用の責任は誰にあると思いますか  
Questionnaire: S High School, June 11, 2008  
# responses 456, # students 471



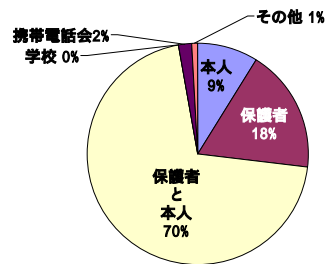
次のデータは取り組み 2 年目における保護者責任を自覚している生徒の割合について、本校 (A 高) と他校と比較したものである。予備入学時の指導の効果が現れている。

**学校比較 1年 携帯の責任は誰にあると思いますか**  
(3 High Schools, Freshmen 509, Apr. 2009)



**本人と考えている保護者が1割**

保護者全体  
子どもの携帯電話の使用の責任は誰にあると思いますか  
Questionnaire: S High School, May 29 2009  
# responses 111, # guardians 113



上の結果は、本校が保護者責任の視点に立った情報モラル教育の組みなおしの取り組みを始めてから 3 年目の保護者の意識である。本人責任と考える保護者が 1 割存在する。

**9 - 2 . 違法または不法行為の責任の授業のシナリオ**

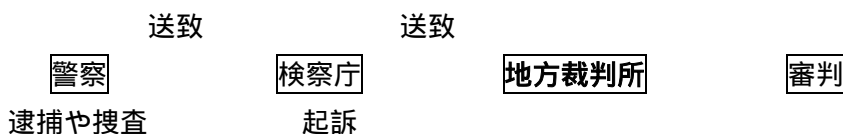
ネット犯罪に限らず、違法または不法(民法)に他人の権利を侵害した者は、主に二つの責任を取るようになる。刑事責任と民事責任である。

民事責任や刑事責任は裁判によって確定する。

**(1) 刑事責任**

刑事責任とは、国に対する責任である。世の中を騒がせて済みませんということである。刑法に決められているもの以外の罪には問われることはない。例えば、傷害罪、詐欺罪、脅迫罪、名誉毀損罪などがある。罪が決まると罰金や懲役など国に対して罪の償いをしなければなりません。

< 成人の裁判 >



## (2) 民事責任

民事責任とは、個人に対する責任である。被害者個人に対して、被った損害を賠償する責任である。

たとえば、CDレコードのコピーを勝手にインターネットに載せて、多くの人にダウンロードさせれば、損害賠償を請求される。

書き込みで他人を誹謗中傷した場合、刑事責任を追求され、名誉毀損罪に問われます。それが原因で体調を壊し、入院して会社を休んだ場合、民事責任を追及され、かかった医療費や休業に対して損害賠償しなければならない場合がある。

## 9 - 3 . 未成年者の責任

### (1) 未成年者の刑事責任

未成年者のうち、14才に満たない者は、刑事責任を問われません。

14歳未満の者にはいかなる刑事罰もくわえることができません。

未成年者のうち、14才以上の者は、責任能力があると判断された場合は、刑事罰を科されます。高校生がネットに爆破予告の書き込みを行い、脅迫罪の疑いで逮捕される事件は多発しています。

刑法ではなく少年法が適用される

#### 14歳未満の場合

通告

必要なら送致

児童相談所

家庭裁判所

審判

児童福祉法で対応

#### 14歳以上の場合

送致

送致

警察

検察庁

家庭裁判所

審判

保護処分内容決定

逮捕や捜査

起訴

不処分・保護観察

・少年院送致

刑事処分相当の判断

凶悪事件

審判

地方裁判所

検察庁

逆送致

有罪・無罪

起訴

### (2) 未成年者の民事責任

未成年者の民事責任に関しては、責任能力がある場合には追求されます。ただ、民事責任の場合、責任能力の有無は刑事責任のように年齢で画一的に決められていない。一般的には高校生であれば責任能力はがあると判断される場合が多い。

また、違法コピーを行い著作権法違反で逮捕される高校生もいます。この場合、著作権者の権利を侵害しているため、民事責任を追及され、多額の賠償金を請求される場合が多い。

以下に考え方をまとめます。

#### < 不法行為責任 >

人は、他人に対して不法に損害を与えた場合、損害賠償責任を負う。

(民法第709条)

#### < 責任無能力者の免責 >

ただし、その人に責任能力がなかった場合は、損害賠償責任を負わない。

(民法第712条)

#### < 監督義務者の責任 >

この場合、責任無能力者を監督する義務がある人が、その監督義務を怠っていた場合には、本人にかわって損害賠償責任を負う。

(民法第714条)

### 9 - 4 . 保護者の法的責任

未成年者の場合、監督義務者は保護者である。

子どもが他人に不法に損害を与えた場合、子どもに責任能力がなかった場合は、監督義務者である保護者が、子どもにかわって損害賠償責任を負う。この点は刑事責任と異なる。

また、本人に損害賠償責任が生じた場合は、高校生は無資力ですから、最終的には保護者の監督責任を問われる可能性が高くなる。保護者の監督責任が認められない場合には、本人が責任を取ることになる。

さらに、被害者にとって、次のような困った事態が起きる。

#### (1) 困った事態

本人に責任能力がなくて、保護者も監督義務を怠っていなかった場合、被害者はだれも損害賠償を求めることができなくなる。

#### (2) 困った事態

本人に責任能力があるときは、賠償責任は本人にある。この場合、監督義務者の保護者には賠償責任はない。なぜなら、民法では自己責任の原則というのがあって、自分に責任がないことについて、賠償責任を取らなくてよいからである。

そうすると、高校生は収入がない(無資力)ので、被害者は損害賠償をしてもらうことが難しくなる。

#### (3) 保護者の法的責任・・・最近の判例

そこで最近の裁判では、本人の責任能力の有無にかかわらず、監督義務者である保護者に、一般的、日常的な監督義務を怠っていれば、保護者に賠償責任を負わせる判決<sup>(1)</sup>が多く出されています。

ネットいじめやネット上の違法行為によって起きるトラブルは、上述の未成年者の不法行為に該当する。よって、高校生のような未成年者がネットいじめをはじめとするネット犯罪を犯した

場合、本人に民事責任能力があるか否かにかかわらず、保護者が子どもに対する監督義務責任を問われて、損害賠償責任を負う可能性が高い。

また、高校生に保護者の自動車を使わせたときに、高校生が起こした自動車事故について、その損害賠償もこの例に当てはまるものと思われる。

## 9 - 5 . 不法行為による損害賠償

民法 第709条(不法行為による損害賠償)は、今日の私たちの社会でとても重要な役割を果たしている。というのは、この条文のおかげで、私たちの社会は「仇討ち(仕返し)の社会」にならなくて済んでいると言える。

現代人は故意、過失にかかわらず、人を傷つけたり、損害を与えたりしてしまうことがある。たとえば、親友が大切にしているニンテンドウDSを、無理を言って借りていたら、落として壊してしまった時も、同じものを買って返せば、親友との友情にヒビが入ることはありません。これが損害賠償である。

ニンテンドウDSは同じものを買って返すことができるが、モナリザという名画を過失によって燃やして灰にしてしまったら、同じものを買ってきて返すことはできない。それでは、燃やしてしまった人はどうすればよいだろうか。死んでお詫びをするしかないのだろうか。もっとも燃やしたものがモナリザだけに、死んでお詫びをと思っても、許してもらえるかどうかもわからない。

このとき、民法709条が困っているあなたを救ってくれる。いくら払えば許してもらえるかわからないが、他人に与えてしまった損害を、金銭や、その他の方法で弁済できると決めているのが、民法第709条(不法行為による損害賠償)である。

人と人の間や人と国の間、人と組織の間で、毎日数えきれないトラブルが生じている。だれかが法律上不当に損をすると、民法や刑法、その他多くの法律を総動員して、法律の条文の中から救済方法が見つけ出される。その多くの法律が最後に頼りにするのが709条である。回復不可能と思えるもめ事も最終的には損害賠償という形で解決可能である。失われた人命ですら損害賠償で解決されている。なんだか不謹慎な感じがしますが、そのような方法で仇討ち(仕返し)社会にならないようになっている。近代社会が生んだ人間の知恵ということができる。たった1行だけれど、すべてを決着させることができるすごい条文である。

## 10 . 保護者と学校の役割分担調査

保護者と学校の役割分担を決める場合の基本は、ペアレンタル・コントロールである。しかしながら現状で難しいので、保護者が自分で行いたい但实际上には指導が難しいと思う内容について重点的に支援することを考えた。保護者が困難に感じている指導内容を保護者アンケート調査によって把握した。

### 10 - 1 . 保護者が難しいと思う指導内容

学校の指導と保護者の指導を区別して考えた場合に、一般論として保護者が指導することが難しいと強く感じている指導内容で、上位(実際の指導が難しいと強く思う割合が高い)のものは次のようなものである。

- (1) 被害にあったときの対処方法の指導
- (2) 出会い系サイトの危険性の指導
- (3) ネットの違法画像(児童ポルノ等)閲覧させない指導
- (4) 携帯電話の誹謗中傷書き込み防止の指導
- (5) ネットの大麻・薬物サイト閲覧をさせない指導

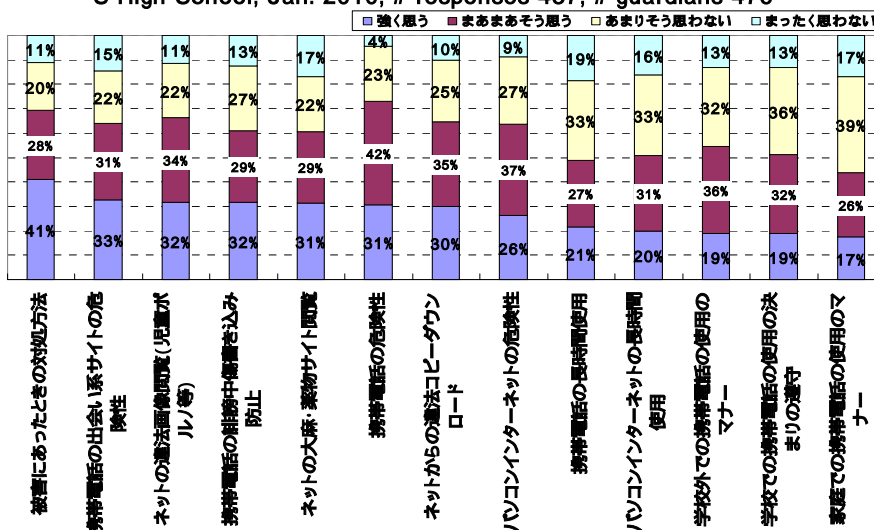
本質問の結果の特徴は、指導内容全般において、保護者の指導が非常に難しいと思っている保護者の割合が低いということである。被害にあったときの対処方法が最も田買う 41 パーセントであるが、それ以外の指導内容は30～20パーセント前後に分布している。自分の子供に関して、保護者が指導が難しいと思っている指導内容は以外に少ない。

前述した過去のアンケート調査で、大半の保護者は子供の携帯電話・インターネットの指導に関して子供を信頼している、指導の必要がないという回答が多かったことと関連していると思われる。

また前掲のように過去のアンケートにおいて、保護者が携帯電話の使用について指導ができませんかという質問に対して、出来ないと答えた生徒の割合は10パーセント前後で少ない。

### 保護者全体: 実際の指導が難しいと思いますか

S High School, Jan. 2010, # responses 437, # guardians 476



## 10-2. 保護者の役割

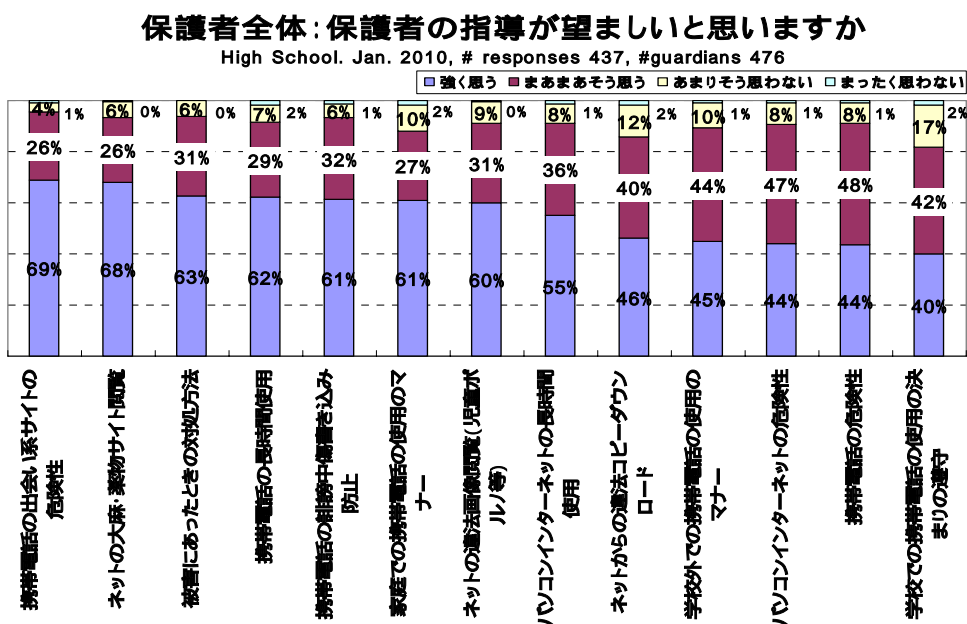
保護者と学校の指導の分担は建前でははっきりしている。ペアレンタル・コントロールの原則から言えば、校外で起きることは一義的には保護者の責任である。学校は予防指導に専念すべきである。また、禁止の教育は長持ちしない。まず、テクノロジーの知識を積極的に生徒および保護者に与えて情報社会を読み解く力を養成することが重要である。

アンケート調査の結果によると、一般論として家庭で指導すべきであると強く思っている指導内

容で上位のものは次のようなものである。

- ( 1 ) 出会い系サイトの危険性の指導
- ( 2 ) ネットの大麻・薬物サイト閲覧をさせない指導
- ( 3 ) 被害にあったときの対処方法の指導

本質問の結果の特徴は、全質問に比べて保護者がやるべきと強く思っている保護者の割合が高い。最も高かった携帯電話の出会い系サイトの危険性の指導は69パーセント、ネットの大麻・薬物サイトを閲覧させない指導は68パーセントであった。全ての指導内容について保護者が指導すべきであると強く思っている保護者は多い。



### 10-3. 学校の役割

また、このグラフを逆に見ると、一般論として学校の指導が望ましいと思っている指導内容で上位のものは次のようなものである。

- ( 1 ) 学校での携帯電話の使用の決まりの遵守の指導
- ( 2 ) ネットからの違法コピーのダウンロードをさせない指導
- ( 3 ) 家庭や学校外での携帯電話の使用のマナーの指導

学校がこれらの指導内容について保護者を積極的に支援しても、保護者は自分の指導と強く思っている割合が少ないため、あまり感謝されないかも知れない。むしろ学校が指導を怠ると保護者から非難を受けかねない指導内容と思われる。

### 10-4. 保護者が最も困難に感じている指導と学校の役割

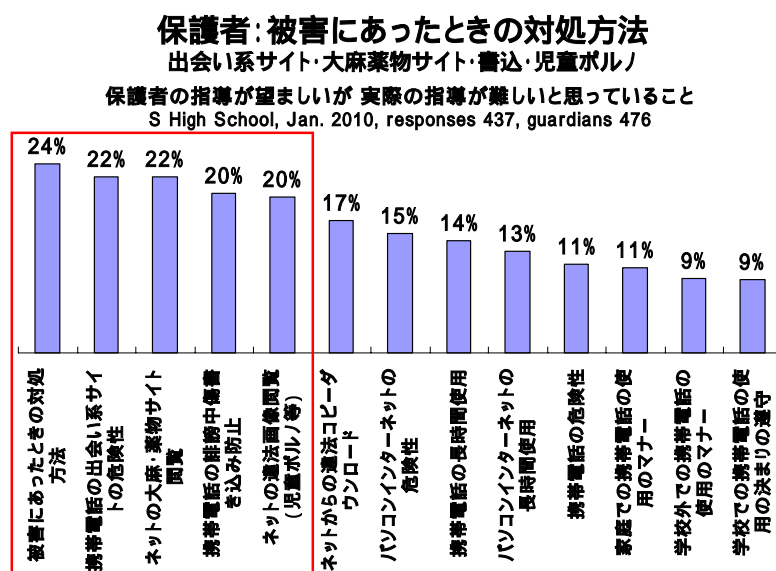
保護者が自分について考えた場合、保護者の指導が望ましいと強く感じているにもかかわらず、実際に指導するとなると難しいと強く感じている指導内容は、保護者にとって最も重要だが指導で

きない指導内容であり、一番困っている指導内容である。学校が強力に支援すると保護者に大変感謝される指導内容といえる。

アンケートで上位に挙げられた指導内容は次のものである。

- ( 1 ) 被害にあったときの対処方法の指導
- ( 2 ) 携帯電話の出会い系サイトの危険性の指導
- ( 3 ) ネットの大麻・薬物サイトを閲覧させない指導
- ( 4 ) 携帯電話の誹謗中傷書き込み防止の指導
- ( 5 ) ネットの違法画像（児童ポルノ等）閲覧をさせない指導

今後これらの内容については支援を強める必要がある。特に被害にあったときの対処方法の指導は非常に重要であると思われる。これまでの指導は、警察や弁護士に相談しなさいというもの一般的であったが、一步踏み込んで被害者や加害者の法律上の権利や責任を学習させる必要がある。



## 10 - 5 . 性犯罪防止の指導について

これまでのアンケート調査で保護者は、出会い系サイトやアダルト情報サイト、児童ポルノサイトなど、性情報サイトについての子供の指導が行いにくいという傾向にあることがわかっている。これらの内容についても学校の支援が必要であると考える。

## 11 . 結果

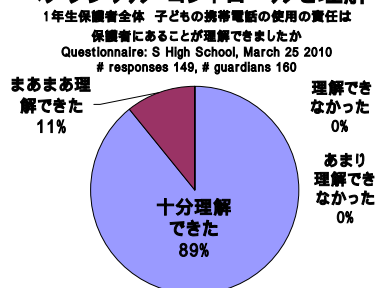
### 11 - 1 . ネットに関するトラブルの減少

平成20年度および21年度の実践期間において、生徒指導上の問題となるネットに関するトラブルは起きなかった。

### 11 - 2 .ペアレンタル・コントロールの原則が浸透

予備入学で保護者責任の意識を一気に引き上げることができた。1年生の保護者の保護者責任の意識が非常に高まった。本年度の予備入学直後の保護者アンケート結果を示す。

### ペアレンタル・コントロールを理解



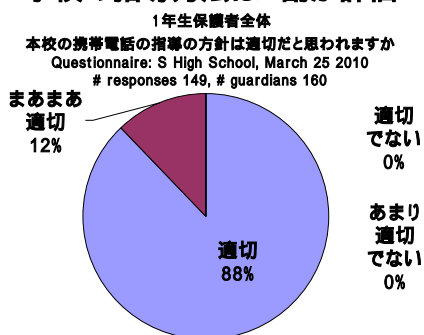
その後は3年間にわたってリーフレットによって情報提供を行うことで、さらに保護者の意識を高めることができた。

### 11-3. 情報モラル教育の満足度

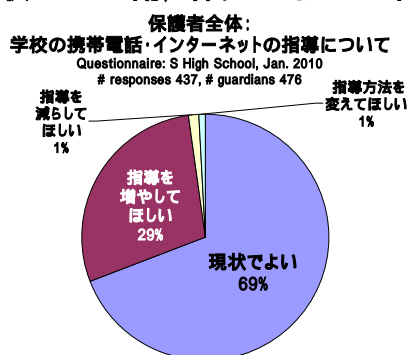
次に予備入学事前指導直後の情報モラル教育の指導に対して、88パーセントの保護者が適切と答えた。1年生保護者の本校の情報モラル教育に対する理解は得られた。

また、全保護者の本校の情報モラルの指導方法に対する評価は、7割の保護者が適切、3割がもっと指導を増やしてほしいと答えている。保護者のネットのトラブルに対する不安が大きいことを示している。

### 学校の指導方法は9割が評価



### 現状でよい7割、増やしてほしい13割



### 11-4. 生徒の意識の向上

携帯電話の校内での使用規則に反し、生徒指導課に一時預かりになった年間件数が、平成20年度61件であったものが、平成21年度は30件へと半減した。

携帯電話の校内持ち込みの許可の是非については、学校内外で大きな議論となった。携帯電話の所持率が高くなるに従って、学校が携帯電話を一時預かる指導や、校内での使用の制限に対して、生徒および保護者からの多くの反発や苦情が寄せられた。

学校が校内での携帯電話の使用の安全を確保できないまま、いまだき携帯電話は当たり前という全国的な世論に押し切られた形で持ち込みを許可が決定された。その直後から出会い系サイトを使った殺人事件や学校裏サイトやネットいじめ、違法な書き込みなど、携帯電話の匿名性に起



因する安全性の問題が社会問題化した。それ以後、社会全体で携帯電話の安全性を確保しようという大きな流れができ現在に至っている。

本校においては3年前より、保護者責任の立場に立った情報モラル教育の組みなおしに取り組んできた。特に予備入学における全保護者同伴での保護者責任の原則の指導は3年目を迎えている。予備入学における全保護者への指導は非常に効果が大きく、予備入学指導を開始してから、生徒の携帯電話の使用規則の違反や学校の携帯電話の指導に対する保護者の苦情が激減した。

#### 11-5. 保護者責任の指導方法が県内外に広がった

二年間の実践期間において、保護者責任の原則を理解させる指導は多くの学校に広まった。中学校に対しては、中学校区 PTA 連絡協議会に出向いて講習を行った。

高校においては県内の高校三校、延べにして6回にわたって出向いて保護者責任の視点に立った情報モラル教育の全校指導を行った。

また、他県より高校の生徒指導連絡協議会の視察を受け、保護者の法的責任の学習を中心に情報モラル教育の講義を行った。

これらの普及活動からわかったことは、第一に携帯電話・インターネットなど情報モラル教育を指導できる教員がいかに少ないかということである。運悪く情報モラル教育担当になった教員は、禁止事項を暗記し、禁止の教育を行っているのが実情である。幅広いテクノロジーの知識を蓄積しないと指導力や保護者・生徒からの指導の信頼が得られない。

第二に、保護者責任の原則はわかっているが、保護者に対して学校から言い出しにくいという事情である。保護者責任の原則は場合によっては、保護者に対する学校の指導の「丸投げ」ととられかねない。保護者責任の原則の推進は今後の情報モラル教育に欠かせないが、学校の保護者に対する積極的な支援の姿勢が伴わないと、保護者の理解が得られない。

#### 11-6. 国外の情報モラル教育の長所の導入と国外への PR

実践期間中にリスボン、アテネ、マルメ(スウェーデン)において開催された国際会議で本校の取り組みを発表する機会を得た。

また、リュブリャーナ(スロベニア)における国際会議でモスクワ大学の研究者に依頼され、ワークショップの中で実践例として発表した。本事例はその後学会誌に掲載された。旧共産圏の国において日本の学校の指導方法が注目されたひとつの例になった。

諸外国において、日本の携帯電話の先進性やケータイ文化やネットいじめの問題はよく知られており、学校現場からの発表には大きな関心が寄せられた。

わが国と最も異なる点は、いまだケータイは当たり前という意識は全くないことである。またペアレンタル・コントロールの原則がはっきりしており、日本に多い親が子供にものが言えないというような風潮は見受けられない。保護者責任の原則の意識を高める際に、これらの外国の事情を保護者や生徒に示すことは非常に効果大きい。

外国においても携帯電話・インターネットに関するトラブルの本質は同じである。いじめもネットいじめも違いはない。ただネットいじめやネット上のトラブルを防止するためにはテクノロジーの知識

が必要である。

### **1 1 - 7 . 情報モラル教育の枠を超えて情報社会を読み解く力を養成**

本校の危機管理システムを使ったテクノロジー学習は、生徒・保護者の進路選択および学校の数学・理科教育、工業教育の方向性に大きな変化をもたらした。テクノロジーが社会に現在何をもち、これから何を变えてゆくのかを事例ではっきり示すことで、情報社会に向けての方向性の共通理解が出来つつある。情報社会を読み解き適応するために、何をやめ、何を始めなければならぬかを学校全体が考えて動くようになった。

道徳心を基本にし、テクノロジーの知識を出発点とする情報モラル教育は、生徒・保護者および教員の学習に大きな広がりをもたらす。テクノロジーが社会に及ぼす力の学習は情報モラル教育にとどまらない。逆に、情報社会を読み解く力を養成することこそ情報モラル教育の近道である。

## **1 2 . 結論**

### **1 2 - 1 . 保護者責任の理解は情報モラル教育全体の効果を押し上げる**

保護者責任の原則の理解は情報モラル教育の効果を非常に大きくする効果がある。その理由は携帯電話・インターネットの使用の責任は保護者にあるからである。シンプルな原点に戻ることが大切である。

### **1 2 - 2 . 学校の強力な支援のプレゼンスが成功の鍵**

保護者責任の原則の推進には、保護者に対する学校の強力な支援の姿勢が必要である。学校の支援がないから、学校から保護者に対する保護者責任の依頼ができない。

保護者に対する学校の強力なサポート体制のプレゼンスを行う必要がある。学校は生徒に対して積極的に情報モラル教育を行う意思を強く表明する。また保護者に対して子供の携帯電話・インターネットの使用の保護者責任が果たせるように万全のサポート体制を提供する姿勢を強くプレゼンスし保護者の信頼を得る。

### **1 2 - 3 . 最大の問題は指導できる教員が少ないこと**

情報モラル教育の指導が出来る教員が極端に少ない。したがって保護者を支援する手立てがない。

### **1 2 - 4 . 早期集中教育を実施しない場合の機会損失は非常に大きい**

予備入学時の指導はあらゆる意味で効果が非常に大きい。たった 10 分間の指導がその後の学校の指導の負担を非常に軽くすることが可能である。

逆にハイ・リスク・グループの保護者はその後の学校行事への参加が期待しにくいので、ハイ・リスク・グループの指導については予備入学の指導を逃すとその機会損失は非常に大きい。

### **1 2 - 5 . 保護者責任教育には事例教育が効果的**

保護者責任教育の体系的なカリキュラムを組むことは簡単ではないが、裁判例や告訴の記事など実例を用いた指導が非常に効果的である。

### **1 2 - 6 . モラルのにおいがしたら生徒は受け入れない**

ペアレンタル・コントロールの原則の意識付けには、事例の使用が非常に大きな効果を持つ。

### 12-7. 教師が情報社会の枠組みを知る必要がある

情報モラル教育の指導を行うために、教員に必要なことはテクノロジーの知識である。その次に必要なのは情報社会の枠組みを教える知識を身につけることである。情報社会の取り扱う領域は非常に広く、その原因はテクノロジーが社会に与える影響がかつてに比べて増大している。テクノロジーの威力を理解することから始めなければならない。情報社会の枠組みを学ぶことは教師が情報モラル教育を行えるようになるための近道である。

### 12-8. 教師の情報社会の枠組みの理解は学校改革に結びつく

情報モラル教育をひとつの切り口とした情報社会を読み解く力の養成は、学校を改革する効果がある。リーフレットの情報提供機能は、テクノロジーがもたらす力を社会の事例を使って、学校や生徒が将来進んでいく世界をはっきり提示できるからである。

## 第二部 その他の実践

### 1. 対外活動

#### 1-1. 学習成果発表会

学習成果発表会において「テクノロジーと情報社会の関わり」について「ゲームの歩み、技術の進歩」というテーマで発表を行った。3年生が1年間課題研究として取り組んできた成果を発表した。



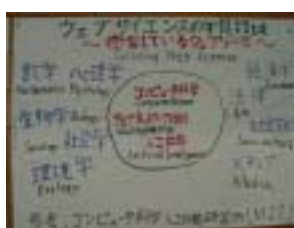
ゲーム機の進化



未来のゲームとワイヤレス技術



ゲームの楽しみ方の変化



ウェブサイエンスと情報社会



学習成果発表会（文化祭）

## 1 - 2 . 中学・高校・PTA 対外啓蒙活動

校外の中学校・高校・PTA で、著作権教育を含めた情報モラル教育の指導や講習会を行なった。主なものは下記の通りである。

( 1 ) 平成 2 1 年 4 月 1 0 日 ( 金 )

山口県立下関西高等学校 新入生情報モラルオリエンテーション

対象： 1 学年生徒

テーマ：「高校生とネット上の人権侵害・・・携帯電話と "Information Society" 」

( 2 ) 平成 2 1 年 6 月 2 7 日 ( 土 )

下関市文洋校区青少年健全育成協会 教育講演会

対象： 小中学校保護者・教育関係者

テーマ：「携帯電話が学校に与える影響高校生とネット上の人権侵害

・・・携帯電話と "Information Society" 」

( 3 ) 平成 2 1 年 7 月 2 2 日 ( 水 )

山口県立小野田工業高等学校 「携帯安全教室」

対象： 全校生徒

テーマ：「携帯電話を上手に使いこなそう・・・便利さと危険性のはざままで」

( 4 ) 平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日 ( 金 )

佐賀県佐城地区高等学校生徒指導連絡協議会研修会

テーマ：「生徒のネット犯罪の本人責任と保護者の法的責任」

( 5 ) 平成 2 2 年 4 月 2 8 日 ( 水 )

山口県立青嶺高等学校 「情報モラル教室」

対象： 全校生徒

テーマ：「ペアレンタル・コントロールとは」

## 1 - 3 . 国外での発表

下記の学会や国際会議で本校の情報モラル教育を発表した

情報通信技術の国際情勢や情報モラル教育の状況を知ることで、日本の学校の情報モラル指導の長所と短所がよく理解できた。また、生徒や保護者に日本の情報モラル教育に対する各国の反応を伝え、自らの携帯電話・インターネットの使用の状態と他国の状況とを比較することによって、より客観的なふりかえりが可能となり、生徒や保護者が学校の指導を受け入れやすくなった。

( 1 ) 2 0 0 8 年 6 月 2 3 ( 月 ) ・ 2 4 ( 火 ) ・ 2 5 日 ( 水 )

4 th WORLD CONFERENCE "VIOLENCE AT SCHOOL AND PUBLIC POLICIES" LISBON ,PORTUGAL

( International Observatory on Violence in School, European Observatory on School Violence, UNESCO, Technical University of Lisbon, Children Welfare

Institute,Portugal ) <http://www.fmh.utl.pt/icvs2008/> 現地発表

Presentation title :

“Preventing cyber bullying and teacher training with 192 leaflets and newsletters”

欧州暴力監視機構が主催する校内暴力に関する国際会議である。ユネスコの支援を受けていることからわかるが、主に家庭や学校の直接暴力に関する研究が中心である。暴力の研究の中でネットいじめが大きな部分を占めつつある。特にこれから携帯電話の普及が進む国の研究者は日本のネットいじめに対して大きな関心を持っていることに驚いた。



( 2 ) 2 0 0 9 年 3 月 1 8 ( 水 ) ・ 1 9 ( 木 ) ・ 2 5 日 ( 金 )

Web Science Conference 2009: “ Society On-Line ” ATHENS ” , GREECE

(The Web Science Research Initiative: WSRI )

<http://www.websci09.org/> 現地発表

発表テーマ :

Preventing Cyber Bullying without Prohibitions:

Looking at Web Science from an Educational Perspective

Sir ティム・バーナーズ・リーがウェブ・ブラウザを発明して20年を迎えた。発表の内容は純粋な情報科学に関するもののほか、Information Societyに関するものが多かった。とくにケンブリッジ大学の研究チームの Facebook による子供の人間関係形成の発表は興味深かった。“Information Society”、“Web Science”、“Internet and Society”など言い方はいろいろあるが、インターネットによって実社会が投影された世界と学校に関する研究は各国で非常に進んでいる。ティム・バーナーズ・リー氏と日本の高校生について話が出来たことは一生の記念になった。

( 3 ) 2 0 0 9 年 8 月 2 6 ( 水 ) ・ 2 7 ( 木 ) ・ 2 8 日 ( 金 )

7th International Conference of European Research Network About Parents in Education (ERNAPE 2009), DIVERSITY IN EDUCATION, MALMÖ UNIVERSITY, MALMÖ, SWEDEN

(European Research Network About Parents in Education: ERNAPE)

<http://www.ernape.net/> 現地発表

参加者 :

教育における保護者に関する研究者・教育行政担当者・教師・PTA関係者  
発表テーマ：

**“Education to Prevent Cyber-Bullying: A Schools Role in Enabling Parent and Children to Understand Information Society”**

ERNAPE は欧州の学校教育における保護者との係わり合いを軸にした学校教育をテーマにした研究組織である。教育の多様性というテーマの国際会議であった。移民による多国籍化が学校教育にもたらす影響、特に保護者と移民の保護者との交流による学校教育の円滑化についての発表は印象的であった。

ミラノ大学の研究チームは保護者間連絡の携帯電話使用が親子関係に与える影響を、都市部の学校と地方の学校とで比較した発表を行い大変参考になった。学校の保護者連絡に安易に携帯電話を使うべきでないことがわかった。。



( 4 ) 2 0 0 9 年 9 月 1 9 ( 金 ) ・ 2 0 ( 土 ) ・ 2 1 日 ( 日 )

日本教育工学会 第 2 5 回 全国大会 東京大学

発表テーマ：

「保護者責任の視点にたった情報モラル教育の組みなおし：生徒と保護者に危険情報を提供するリスク・マネージメント・システムの構築と、それを通じたウェブサイエンスの視点からの幅広い知識の提供」現地発表

( 5 ) 2 0 0 9 年 1 0 月 1 2 ( 月 ) ~ 1 6 日 ( 金 )

12th I nternational Information Society, IS 2009, multiconference, Jožef Stefan Institute, Ljubljana, Slovenia 論文採択

(<http://is.ijs.si/>)

発表テーマ：

**“AN INFORMATION SYSTEM IN SCHOOL FOR A RISK MANAGEMENT OF THE NET: PREVENTING CYBERBULLING WITHOUT PROHIBITIONS”**

([http://is.ijs.si/zborniki/Zbornik\\_A.pdf](http://is.ijs.si/zborniki/Zbornik_A.pdf))

( 6 ) 2 0 1 0 年 2 月 2 3 ( 火 )

Special Issue of Informatica, An International Journal of Computing and Informatics (Ljubljana, Slovenia, <http://www.informatica.si>) 論文採択

発表テーマ：

**“A Risk Management System to Oppose Cyber Bullying in High School: Warning**

**System with Leaflets and Emergency Staffs”**

( 7 ) 2 0 1 0 年 9 月 1 6 ( 木 ) 1 7 日 ( 金 )

International Conference “Internet, Politics, Policy 2010: An Impact Assessment”

Oxford Internet Institute (OII (<http://www.oii.ox.ac.uk/>), University of Oxford (<http://www.ox.ac.uk/>)) <http://microsites.oii.ox.ac.uk/ipp2010/> 現地発表

発表テーマ :

**Preventing Cyber Bullying at School:**

**The Difficulties of Guardians in Offering Guidance and How Schools Can Aid Them**

オックスフォード大学インターネット研究所は、2001年にインターネットに関して世界で始めて設置された研究所である。教育における実践研究が受理された。

## 2 . 実態調査データ

実践期間中において、実践を行うにあたり、生徒・保護者のニーズを絞り込んだ無駄のない支援を行い、その効果の評価を正確に行うために下記の通り調査を行った。

- 1 . 平成 2 0 年度全校生徒情報モラルアンケート調査 (平成 2 0 年 6 月 1 1 日)
- 2 . 平成 2 0 年度保護者情報モラルアンケート調査 (平成 2 0 年 1 2 月)
- 3 . 平成 2 1 年度新入生情報モラルアンケート調査および 3 校比較  
(平成 2 1 年 4 月 1 5 日)
- 4 . 平成 2 1 年度 P T A 総会携帯電話保護者アンケート調査 (平成 2 1 年 6 月 1 6 日)
- 5 . 平成 2 1 年度末 情報モラル保護者アンケート調査 (平成 2 2 年 1 月 1 6 日)
- 6 . 平成 2 2 年度入学生向予備入学保護者同伴携帯電話指導保護者アンケート調査  
(平成 2 2 年 3 月 2 5 日)